

第5章 転換対策に係る事例集

本章では、平成30年アンケートで「転換事業者の増加に対する対応策を実施した」と回答した事業者のうち、第4章で紹介した事例以外の先進事例を紹介する。「個別需給給水契約制度」、「逦増逦減併用型・逦増度緩和型料金」、「大口使用者への訪問による水道料金PR」、「その他」の順に掲載している。

1. 個別需給給水契約制度

(1) 福島市水道局 ～地下水利用専用水道転換対策～

団体情報（平成29年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
282,162人	27,651,593 m ³	6,494,649千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

大口使用者において、水道水から地下水へ転換するケースが見受けられ、これによる水道料金の減収が水道事業の経営に大きな影響を及ぼす可能性が懸念されたため検討を開始した。

(2) 経過

条例等の制定において、適用条件、割引単価、申込方法、制度の契約期間、基準水量及び割引水量の設定等の検討を行い、平成28年7月より制度を開始した。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

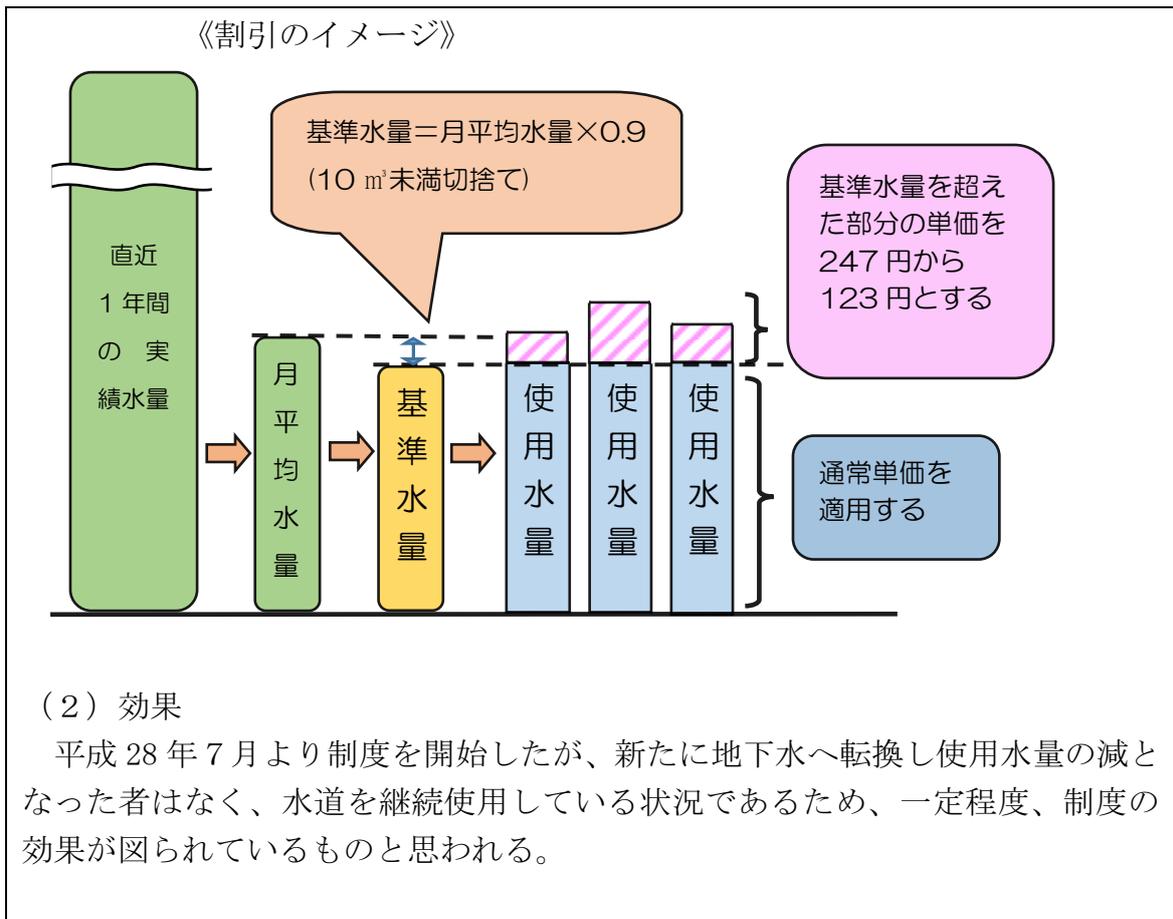
基準水量を超えて使用した水量に割引単価を設定することで、大口使用者の水道離れの抑制を図るとともに地域事業者の活性化を通じて水道事業の安定化につなげるものである。

◎主な適用条件

申込み時の直近1年間の月平均使用水量が1メートルにつき1,500 m³以上であること。

◎基準水量の算定

申込み日に確認できる直近1年間の月平均使用水量に0.9を乗じて得た水量とする。



今後の課題等

契約者全体の使用水量は前年度を下回っており、制度導入による効果の検証が困難である。

問合せ先

担当課	福島市水道局水道総務課
電話番号	024-535-1117
メールアドレス	suidou-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

2. 逓増逓減併用型・逓増度緩和型料金

(1) 盛岡市上下水道局 ～料金改定に伴う地下水専用水道への切替抑制策～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
284,879 人	28,555,598 m ³	6,190,686 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

盛岡市の水道料金は基本料金と従量料金で構成され、これまでの従量料金は使用水量の増加に伴って単価が割高となる逓増型料金体系としており、一般家庭の料金が比較的低額に抑えられている一方で、企業等の大口使用者には、より多くの負担を求めるものとなっていたものである。

このため、大口使用者の地下水専用水道と上水道の併用、いわゆる「上水道離れ」を引き起こし、上水道使用水量の減少とそれに伴う料金収入の減少の一因となっていたものである。

(2) 経過

平成 27 年 3 月に策定した「第三次盛岡市水道事業基本計画（もりおか水道ビジョン）」において、水道料金制度の研究を掲げ、平成 27 年度から料金改定の作業を進め、平成 28 年度に盛岡市上下水道事業経営審議会への諮問・答申を経て給水条例の議決に至り、平成 29 年 4 月 1 日に新料金を施行したものである。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

大口使用者の地下水専用水道への切替を抑制するため、平成 29 年 4 月施行の水道料金改定において、大量の使用水量区分（1,001 m³以上）を新設し、逓増逓減併用型の水道体系を採用したものである。

なお、水道料金改定においては、安定した料金収入を確保するため、基本料金の割合も高めているものである。

従量料金（消費税込み）					
用途等の区分	水量区分	新料金(円)	旧料金(円)	比較増減(円)	
一般用	口径 25mm 以下	1～10 m ³	64	66.96	▲ 2.96
		11～20 m ³	122	133.92	▲ 11.92
		21～30 m ³	216	226.80	▲ 10.80
		31～1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ～	216		▲ 77.76
	口径 30mm 以上	1～50 m ³	270	272.16	▲ 2.16
		51～1000 m ³	270	293.76	▲ 23.76
		1001 m ³ ～	216		▲ 77.76
浴場用	一般公衆浴場		51	51.84	▲0.84
	温泉浴場	1～100 m ³	140	140.40	▲0.40
		101 m ³ ～	216	226.80	▲10.80
臨時用		507	507.60	▲0.60	

（２）効果

平成 29 年 4 月の水道料金改定以降において、地下水専用水道から上水道に回帰した事例はまだ見られない状況である。一方、料金改定前の 28 年度と改定後の 29 年度を比較した場合、大口使用者の調定件数及び給水量の割合に大きな変動はないが、大口使用者の料金調定額の割合は軽減傾向がみられ、料金改定時の目標としていた「大口・一般使用者の負担の適正化」に一定の効果があつたものである。

今後の課題等

地下水利用により都市部等の地盤沈下の恐れがある地域については、県条例等により地下水利用を規制している事例がある。水循環基本法の施行や水循環基本計画の策定等により、地下水を含む水循環に関わる様々な施策が講じられてきていることから、今後の規制や施策検討の動向等を注視しながら、引き続き、地下水専用水道への切替抑制対策を研究していくものである。

問合せ先

担当課	盛岡市上下水道局経営企画課
電話番号	019-623-1441
メールアドレス	keieikikaku@city.morioka.iwate.jp

(2) 成田市水道部 ～逡増逡減併用型料金の導入～

事業体情報 (平成 29 年度末)

給水人口	有収水量	給水収益 (税抜)
72,824 人	7,078,660 m ³	1,531,714 千円

取組の経緯

- (1) 検討を開始したきっかけ
企業等の大口利用者の地下水転換が全国的な傾向として見受けられていたため。
- (2) 経過
大口利用者の地下水転換を防止するため、平成 24 年 4 月 1 日付けで料金体系を変更し、逡増逡減併用型とした。

取組の具体的内容、効果

- (1) 取組の具体的内容
平成 24 年度 4 月 1 日付けで水道料金の改訂を行った際に、逡増逡減併用型の料金体系を導入した。
- (2) 効果
不明

今後の課題等

特になし。

問合せ先

担当課	成田市水道部業務課
電話番号	0476-22-0269
メールアドレス	gyomu@city.narita.chiba.jp

(3) 磐田市環境水道部 ～新料金制度へ改定～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
161,304 人	18,682,772 m ³	2,569,275 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

大型ショッピングセンターが膜ろ過施設を設置し、地下水専用水道へ転換し、上水を予備水源としたことにより、平成 28 年度から給水収益が激減したことによる。

(2) 経過

平成 30 年度料金改定に向け、水道事業審議会からも収益の確保の観点から、大口需要家の確保の検討を提案され、逡減制料金制度も視野に入れたが、一般利用者への皺寄せが顕著となる見込みとなったため、逡増度の軽減を採用した。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

平成 30 年 4 月より料金制度を改め、改定率平均 10.7%の料金アップを実施した。その内訳として、生活用口径 13mm の改定率は 12.6%であるが、大口利用の口径 100mm の改定率は 6.0%に抑制した。

(2) 効果

現時点の効果は認められない。

今後の課題等

県地下水条例により、地域別に揚水量の規制が敷かれているが、近年の地下水位回復の兆候から、規制緩和の動きが出ている。これにより、上水利用企業の一層の水道離れ、地下水転換が懸念される。

問合せ先

担当課	磐田市環境水道部水道課
電話番号	0538-58-3110
メールアドレス	suido@city.iwata.lg.jp

(4) 高知市上下水道局 ～大口使用者の料金単価引き下げ～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
315,113 人	36,803,871 m ³	6,285,405 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

本市の従量料金は生活用水の低廉化と水需要の抑制を目的として、逡増制を採用しているが、他の事業体に比べ高い逡増となっているため一定以上使用する大口使用者が地下水利用専用水道に転換したため。

(2) 経過

平成 23 年 7 月改定。その後、大口使用者の地下水専用水道へ転換した事例は減少した。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

大口水道使用者の地下水利用専用水道への転換を抑制するため、平成 23 年 7 月 1 日から水道料金の一部改定を行ない、1,000 m³/月を越える利用に関する料金単価について、1 か月あたり 335 円/m³から 280 円/m³に引き下げた。

(2) 効果

改定後、地下水利用専用水道に転換した事業者が減少しており、一定の抑制効果があったものと考えている。

今後の課題等

大口使用者の既存の使用水量を確保するだけでは、逡減単価とした部分が減収となるため、基本料金と従量料金を見直し、今後想定される水需要の減少傾向に対応できる料金体系の検討が必要である。

問合せ先

担当課	高知市上下水道局お客さまサービス課
電話番号	088-821-9231
メールアドレス	kc-240800@city.kochi.lg.jp

3. 大口使用者への訪問による水道料金PR

(1) 会津若松市水道部

～管理職による専用水道使用者等への訪問による水道PR～

事業体情報（平成29年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
117,363人	13,497,227 m ³	2,800,505千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

大口の工場使用者による水道使用量が大きく減少し、専用水道使用者や水道未加入の施設などに対し、水道使用加入や使用量の拡大のため管理職による個別訪問を行うこととした。

(2) 経過

平成24年度使用水量減少のため、水道部内で検討。翌平成25年度から管理職による専用水道使用者や施設等へ個別訪問開始。現在も管理者及び管理職により、各種会合を利用したセールスを実施中。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

専用水道使用者へ管理職が訪問し水道使用のPRを行った。

(2) 効果

すぐに効果は発現されなかったものの、数年後、水道水が安心だということで使用量が少しずつ伸びているケースがあった。

今後の課題等

水道使用量の使用拡大について、どのような宣伝広報が有効か対策を講じる必要がある。

問合せ先

担当課	会津若松市水道部総務課
電話番号	0242-22-6073
メールアドレス	suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(2) 名古屋市上下水道局 ～事業者を対象とするお客さま訪問活動～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
2,445,920 人	262,581,315 m ³	41,992,900 千円

取組の経緯

① 給水収益が減少傾向にあることを受け、お客さまに安心して水道水を使用していただくように信頼関係を構築することが必要であったため、訪問活動を実施してきた。

平成 26 年度までは、医療機関や社会福祉施設など、重要給水施設を中心に訪問活動を行っていたが、平成 27 年度より、給水収益を確保していくための取り組みとして、大口使用のお客さまも訪問活動の対象に加えた。さらに、平成 28 年度からは、「年間使用水量 10,000 m³以上のお客さま」を訪問活動の対象として定義し、年間 100 件の訪問活動を実施することとした。

② お客さま訪問を開始した当時は、地下水を利用した専用水道の使用者が急増していたことから、専用水道導入のきっかけや設備状況等を把握するため、訪問活動を実施してきた。

併せて、数年使用してきた施設に対しても訪問活動を実施して使用実感について聞き取りを行う中で、施設の管理に手がかかるといった実態が把握できたため、リース契約等の期間満了が近いと見込まれる施設への訪問活動を実施することとした。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

① 年間使用水量が 10,000 m³以上である大口使用のお客さまのもとへ、局職員が直接訪問して、日頃から水道水を使用していただいていることへのお礼と、各事業者の上下水道に対するニーズや、今後の水使用の把握に努める。

② 地下水を利用した専用水道の使用者の施設のうち、設備のリース契約等の期間満了が近いと見込まれる施設へ訪問し、現地の状況確認や利用状況の聞き取りを行い、再び水道水に切り替えて利用していただけるように働きかける。

(2) 効果

- ① 大口使用のお客さまのニーズ・動向の把握や今後も安心して水道水を使用し
ていただくための信頼関係の構築を図ることができる。
- ② 設備のリース契約の期間満了が近い施設が、地下水の利用を中止して水道
水の利用に回帰した実績が2件ある。

今後の課題等

特になし。

問合せ先

担当課	名古屋市上下水道局営業課
電話番号	052-972-3638
メールアドレス	eigy@jogesuido.city.nagoya.lg.jp

(3) 松江市上下水道局

～料金改定に伴う大口使用者への訪問による水道料金PR～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
191,241 人	20,372,262 m ³	4,396,667 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

水需要は、大口需要者の地下水利用や少子高齢化による人口減少、節水機器の普及などにより減少傾向で推移している。そのような状況の中で、地下水ビジネスの低価格化もあって、大口需要者の地下水利用専用水道化が進み、給水収益の減少に繋がっている。（年間地下水利用量 約 30 万 m³）

また、地下水利用の専用水道事業者は、バックアップ目的で水道事業者と給水契約を結んでおり、水道事業者はいつでも水道水を給水できるよう備えているが、水道使用量はわずかで、これに係る費用（固定費）は回収できていない。これらのことから、検討を開始した。

(2) 経過

平成 23 年度から新たに島根県水道用水供給事業（斐伊川水系）からの受水を開始し安定水源を確保したことから、積年の課題であった水不足の解消を図ることができた。

これにより、必要な水を安心して使っていただける環境が整ったことから、地下水利用の大口需要者に再び水道水使用に回帰いただく取り組みが可能となった。

常設の外部委員会においても、本市の懸案事項であった「水道料金体系のあり方」について、他都市における地下水対策の状況等も参考に集中審議いただき、提言いただく中、料金体系の抜本的な見直しを行うことを決定した。

平成 27 年 1 月に基本料金と給水料金の割合見直しと逡増度の緩和を実施し、地下水利用の専用水道事業者の水道回帰の取組を強化することとした。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

- 平成 27 年 1 月に料金体系の抜本的な見直しと料金改定を実施した。
料金体系の見直し内容
 - ①基本料金と給水料金の割合 2 : 8 ⇒ 4 : 6
 - ②給水料金の単価の遡増度 4.4 倍から 3.5 倍に緩和
(最低単価 : 71 円、最高単価 : 310 円) ⇒ (最低単価 : 67 円、最高単価 : 240 円)
- 料金体系の見直しにあたっては、事前に水道水を月 500 m³以上使用する大口需要者へのアンケート実施をはじめ、市内の企業団地 6 か所で意見交換等を実施し、現行の水道料金に対する大口需要者の意見等を聞いた。
- 料金改定後は、大口需要者への料金体系見直しを P R し、大口需要者が新たに地下水利用に転換することの抑制を図った。
- また、地下水利用の専用水道事業者を訪問して、料金体系見直しによる遡増度緩和等の説明や現在実施している耐震化事業による災害時の安定給水の確保などについて P R し、地下水利用から水道水使用への再転換を促している。

(2) 効果

- 平成 27 年 1 月の料金改定以降は、大口需要者による新たな地下水転換の事例は発生していない。
- また、地下水利用から水道水使用へ転換した事例が 1 件あった。

今後の課題等

地下水利用の大口需要者が年間 3,000 m³以上を地下水利用から水道水使用に転換した場合に、水道へ転換した水量分の給水料金を減免する制度を検討している。【詳細については現在、検討中】

問合せ先

担当課	松江市上下水道局経営企画課
電話番号	0852-55-4896
メールアドレス	suidou@water.matsue.shimane.jp

4. その他

(1) 帯広市上下水道部 ～水道バックアップ料金制度～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
163,336 人	14,708,385 m ³	3,565,905 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

現行の水道料金制度は、使用水量に応じて負担を求める体系としているが、専用水道事業者の水道使用水量を極端に抑制するといった新たな水使用形態の出現により、適正な建設資金コスト回収ができなくなっていることから、新たな負担の仕組みを構築したものの。

(2) 経過

1 改正条例名 帯広市水道事業給水条例（水道バックアップ料金制度の新設）

① 条例議決・公布日 平成 23 年 11 月 30 日

② 施行日 平成 24 年 4 月 1 日

2 平成 22 年度以降の取組み

日本水道協会を通じて関係省庁に対し、地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について、以下の内容を要望している。

① 水道事業認可区域内における新たな専用水道の規制など、必要な法整備を行うこと。

② 専用水道の設置者等に対し、一定の負担を求めることができる仕組みを創設すること。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

1 制度の概要

水道水を非常時の補給水として利用する専用水道事業者を対象に、補給水を給水するための将来に向けた建設投資資金の確保及び一般利用者との負担の公平性の確保のため、バックアップという新たなサービスに対する、給水契約の口径に応じた料金を賦課する任意契約の制度である。

① 給水契約の口径を単位とした定額料金の設定

② 水道使用水量に応じた割引制度を導入

③ 医療機関は半額

2 制度の目的

- ① 「バックアップ」という新たなサービスに対する料金賦課
- ② 専用水道事業者とその他の一般利用者との負担の公平性の確保
- ③ 水道事業を継続可能なものにするため、将来に向けての建設投資財源の確保

3 対象者

水道法第3条第6項に規定する専用水道事業者として帯広市水道事業と給水契約を交わし、更に新たな契約により水道をバックアップとして利用する者

(2) 効果

- ① 制度導入後、事業者の制度理解に広がりがあった。
- ② バックアップ料金徴収により、専用水道事業者と一般利用者の不公平は一定程度緩和された。
- ③ 制度導入後、新たな専用水道への転換は進んでいない。

今後の課題等

- ① 強制力がないことで、統一的な運用ができていない。(契約事業者と未契約事業者の存在)
- ② 制度当初見込んでいたバックアップ料金が確保されていない。

問合せ先

担当課	帯広市上下水道部総務課
電話番号	0155-65-4211
メールアドレス	water_general@city.obihiro.hokkaido.jp

(2) 四日市市上下水道局 ～大口水道利用者減額制度～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
311,731 人	35,989,462 m ³	6,663,980 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

井戸水等への切り替えにより給水収益が減少していたため、井戸水等から水道への切り替えを促進し、給水収益を増加させようとした。

(2) 経過

平成 25 年 4 月 制度運用開始。

平成 30 年 4 月 平成 25 年度登録水栓の基準水量の見直し。5 年間の使用水量がすべて基準水量の 2 倍を超えたものはおらず更新なし。

※平成 25 年度以降、毎年登録水栓あり。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

水道を多量に利用することで、水道料金を減額する制度を制定した。
以下制度内容。

【適用要件】

- ・本市の水道を継続して 3 年以上使用している。
- ・ 1 年度（6 期月）当たり 12,000 m³以上の使用実績がある。
- ・ 1 年度（6 期月）において、1 月当たり 1,000 m³以上の使用があった月が 3 か月以上ある。

【基準水量の設定】

- ・ 申込み前の直近 3 年間の使用水量の平均値とする。
- ・ 5 年ごとに見直しを行う。ただし、見直しの時点で 5 年間の使用水量がすべて基準水量の 2 倍を超えていた場合は、見直し前の基準水量で更新できる。

【減額率】

- ・ 使用水量が基準水量の 1.1 倍までは、現行の従量料金を適用する。
- ・ 基準水量の 1.1 倍を超えた使用水量については、下記のとおり減額後の従量料金単価を適用する。

区 分	減額	減額後の従量料金単価 (101 m ³ ～)
基準水量の 1.1 倍 < 使用水量 ≤ 基準水量の 1.5 倍	3 割	355.32 円 ⇒ 248.724 円 (/m ³) ▲106.596 円
基準水量の 1.5 倍 < 使用水量 ≤ 基準水量の 2.0 倍	5 割	355.32 円 ⇒ 177.660 円 (/m ³) ▲177.660 円
基準水量の 2.0 倍 < 使用水量	7 割	355.32 円 ⇒ 106.596 円 (/m ³) ▲248.724 円

【水道料金の精算】

- ・ 水道料金は 1 年ごとに精算を行う。
- ・ 精算後、減額となった金額を還付する。

(2) 効果

- ・ 登録水栓 58 栓のうち 33 栓が基準水量に対して使用水量を増加させた。
(+77, 002 m³)
- ・ 登録水栓 58 栓のうち 20 栓が減額対象となった。(基準水量に対して使用水量を+180, 423 m³増加させた。)

問合せ先

担当課	四日市市上下水道局お客様センター
電話番号	059-354-8355
メールアドレス	okyakusamacenter@city.yokkaichi.mie.jp

(3) 吹田市水道部 ～地下水等利用専用水道設置者に対する指導等～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
369,590 人	40,012,946m ³	6,005,567千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

当初、既に複数の地下水等利用専用水道があり、また、市の水道からの転換や新たな設置により地下水等利用専用水道設置者が増加する状況であった。地下水等利用専用水道が水道水質へ及ぼすリスクを考慮して、対策を講じる必要があった。

(2) 経過

平成 28 年 10 月に水道条例の一部を改正し、上記 1 のとおり協議及び届出の義務化等を行った。

以降、同条例に基づき、平成 30 年 9 月までに 8 件の地下水等利用専用水道設置者との協議を実施し、必要な助言・指導等を行ってきており、地下水等利用専用水道に起因する本市の水質事故等は発生していない。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

地下水等利用専用水道に起因する水道水質への悪影響を未然に防ぐことを目的に、水道事業者として適切な指導・助言等ができるように、条例によりその設置者に対して以下のとおり協議及び届出を求めている。

① 事前協議及び届出

地下水等利用専用水道設置者に対し、事前協議と施設の概要、混合水の用途、市が供給する水道水と地下水等の使用割合、既設水道メーター口径などが確認できる届出の義務付け

② 水道水の滞留防止対策の指導

水道水が給水管内に長時間滞留することによる水質劣化を防止するため、適正な給水管口径や適正な使用水量などについての助言・指導

③ 混合水等の配水管への逆流防止対策の指導

地下水等利用専用水道施設内での誤接合による混合水等の配水管への逆流を未然に防ぐために必要な措置の助言・指導

④ 水道水増量使用時の事前届出

他の水道使用者に赤水や水圧低下等の影響を及ぼす可能性があるため、市が供給する水道水の使用量を通常時に比べて著しく増量する際の事前届出の義務付け

(2) 効果

- ① 水道水の滞留や市の配水管への逆流、また一時的に本市が供給する水道水を大量に使用することが原因で起こる他の水道使用者への給水障害など、市が供給する水道水への悪影響の未然防止が期待できる。
- ② 地下水等利用専用水道設置者の実態把握に繋がる。

今後の課題等

地下水等利用専用水道の増加は、水道の水質に悪影響を及ぼすリスクがあるばかりでなく、水道事業の経営課題である水需要の減少の一因にもなっている。今後、他事業体の事例等を参考に法的根拠を明確にしながら負担金の徴収などの対策の検討が必要と考えている。

問合せ先

担当課	吹田市水道部企画室
電話番号	06-6384-1253
メールアドレス	w-keiri@city.suita.osaka.jp

(4) 橿原市上下水道部 ～地下水からの転換による水道料金軽減制度～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
122,777 人	12,644,998 m ³	2,697,637 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

人口減少や節水意識の向上に伴い、減少する有収水量の確保対策として検討を始めた。

(2) 経過

地下水利用者が上水道への転換を図った際に利用者側もメリットがあり、市側にもメリットがある要綱を策定し運用に至っている。

取組の具体的内容、効果

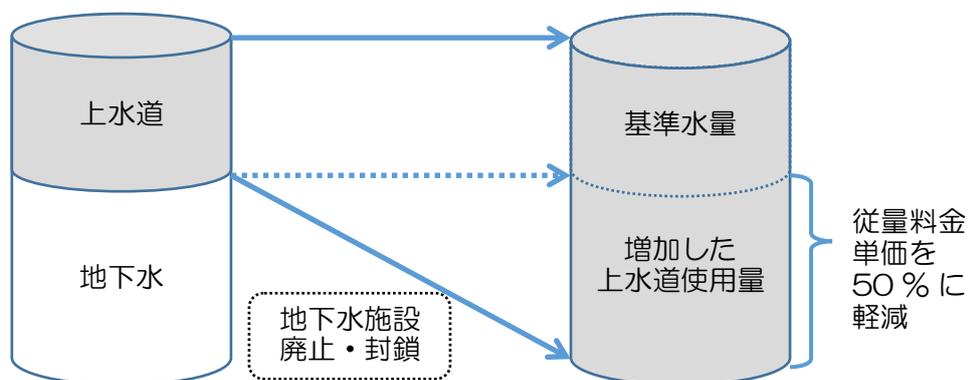
—— 地下水からの転換による水道料金軽減制度について ——

1年以上継続して使用している上水道使用者または地下水使用者が、地下水設備を廃止又は封鎖し、上水道利用に切り換えた場合（一部のみ切り換えでも可）は、切り換えにより増加したとみなされる上水道使用量に対する水道料金を軽減する制度であり、別途申請が必要となる。

【減免される水道料金】

基準水量（過去3年間の上水道給水量の1ヵ月平均・下限50 m³）を超過した給水量にかかる従量料金単価を、50%（10円未満切上げ）に軽減

水道料金の減額イメージ図



【申請に必要なもの】

1. 申請書
2. 地下水施設の性能及び地下水使用水量等が確認できる書類
3. 地下水施設の水量計量機器の設置場所等が確認できる書類
4. その他指定する書類

【軽減する期間】

地下水から上水道に切り換えて使用していると認められる期間

【軽減開始時期】

軽減決定日後の最初の検針月

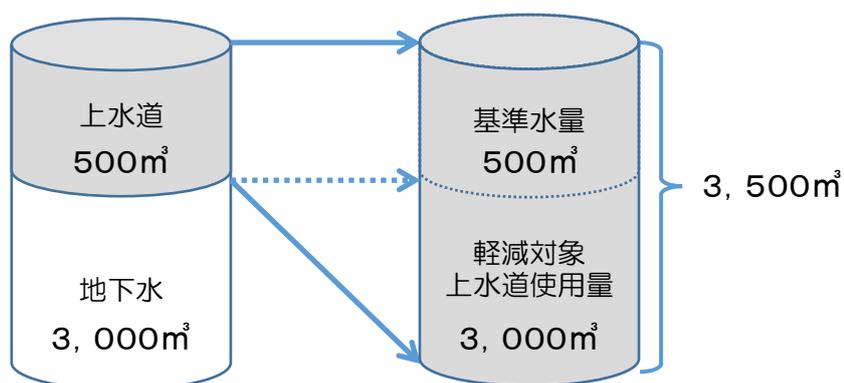
【その他】

- ・軽減が決定したら速やかに「地下水不使用届出書」を提出すること。
- ・軽減適用後、必要があると認める場合は基準水量を再計算し、水道料金を遡及して請求する場合がある。

◎適用例（A）

過去3年間の1ヵ月あたり平均使用量 500 m³

切替水量 3,000 m³、口径 50mm の場合



【料金比較】

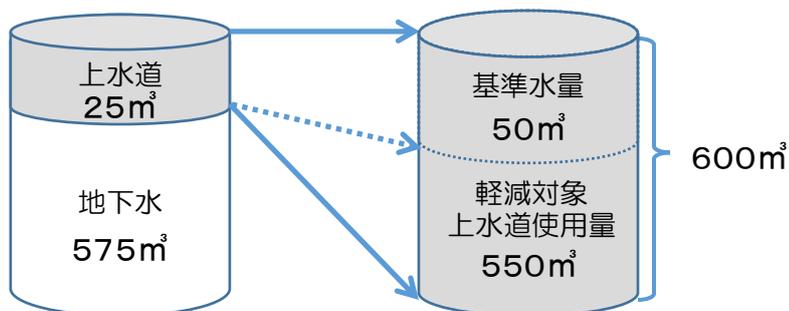
区分	水量	通常料金	
		単価	料金
基本料金(50mm)			3,320
従量料金	基準水量	500	167,250
	501~1000	500	375
	1001~3000	2000	410
	3001~3500	500	430
合計			1,393,070

(税別)

軽減後料金	
単価	料金
	3,320
	167,250
190	95,000
210	420,000
220	110,000
	795,570

◎適用例 (B)

過去3年間の1ヵ月あたり平均使用量 25 m³ (基準水量は下限の50 m³)
 切替水量 575 m³、口径 40mm の場合



【料金比較】

区分	水量	通常料金	
		単価	料金
基本料金(40mm)			670
従量料金	基準水量	50	10,500
	51~100	50	295
	101~500	400	355
	501~600	100	375
合計			205,420

(税別)

軽減後料金	
単価	料金
	670
	10,500
150	7,500
180	72,000
190	19,000
	109,670

今後の課題等

地下水利用者に対する広報や周知の方法。

問合せ先

担当課	橿原市上下水道部経営総務課
電話番号	0744-27-4411
メールアドレス	water@city.kashihara.nara.jp

(5) 草津市上下水道部

～大口水道使用者の地下水転換を抑制する目的で

実施した設置条例等の改正～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
132,654 人	15,655,474 m ³	2,090,979 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

平成 14 年 8 月に市内で使用水量の最も多い法人から地下水転換の申し出があり、平成 15 年 2 月には市内の商業施設から、平成 15 年 8 月にも市内の工場から地下水転換の申し出があり検討を始めた。

(2) 経過

平成 15 年 11 月改正条例案の成立、交付

平成 15 年 12 月料金改定の適用

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

大口水道使用者からの地下水転換の申し出に対し

- ① 水道需要者の協力義務
 - ② 地下水転換をしないよう指導できることおよび従わない場合の公表
 - ③ 大口使用の料金引き下げ
- をセットにした条例改正を行うこととした。（詳細は以下の通り。）

- ① 指導事業の運営に相当な影響を与えるものとして、年間水道使用量が 36,000 m³以上の大口使用者に対し、地下水利用への転換をしないよう指導することができる旨の規定を加えた。
- ② 上記①の指導に従わないときは、その経緯を上水道事業の運営状況と併せて公表することができる旨の規定を加えた。
- ③ 2ヶ月につき 6,000 m³を超える使用分について 1 m³当たり「270 円」を「220 円」に改定した。

(2) 効果

料金改定により、年間約 3,000 万円の減収となるが、対象となる大口使用者が使用量の 8 割を地下水利用に切替えるとすれば、約 2 億の減収となってしまうため、この改定により、大口使用者の地下水への切り替えを食い止めた。

今後の課題等

この料金改定は、地下水利用転換を抑制するための必要最低限度のものであり、料金体系そのものを見直すものではない。

今後は、水利用減少化に対応する料金体系の構築が必要になってくると思われる。

問合せ先

担当課	草津市上下水道部上下水道総務課
電話番号	077-561-6871
メールアドレス	jogesuido-somu@city.kusatsu.lg.jp

(6) 福岡市水道局 ～大口使用者への水道使用PR～

事業体情報（平成 29 年度末）

給水人口	有収水量	給水収益（税抜）
1,561,700 人	145,070,150 m ³	31,797,998 千円

取組の経緯

(1) 検討を開始したきっかけ

本市の給水収益は、平成 12 年度をピークに減少傾向が続き、平成 23 年度以降はほぼ横ばいで、ピーク時からの減収額は約 30 億円（うち家事以外の用は約 45 億円の減収）となっていた。その要因の一つとして、膜処理技術の進歩を背景に地下水利用専用水道を設置し、水道水をバックアップ用とするケースが増加していることがあり、従来から「節水型都市づくり」を大きな柱として事業を進めてきた経緯があるが、このような状態が続くと現行料金を維持しつつ過去の水源開発に要した投資コストを回収しながら、今後必要となる施設の大規模更新事業の資金需要に対応していくことが困難になるため、検討を開始した。

(2) 経過

平成 25 年度に大口使用者である 280 事業所を対象に水使用実態や今後の水道需要の動向をアンケート調査し、以降、営業活動を行っている。

平成 30 年度を活動期間の区切りとしており、活動結果と地下水利用専用水道使用者の動向を見ながら検証と今後の取り組みについて検討を行う予定である。

取組の具体的内容、効果

(1) 取組の具体的内容

平成 25 年度から市内大口使用者（月 1,000 m³以上の事業者）を対象にアンケート調査を実施後、特に水道使用量が多い事業者について訪問や電話により水道需要を喚起するための営業活動を実施した。営業活動時には、水使用実態や今後の水道需要の動向を調査するとともに、水道水質の安全性、水量の安定性、災害対策等、本市水道事業のPRを行うことで水需要を喚起し、地下水専用水道への切り替えの抑制に努めた。

また、地下水利用専用水道設置者に課せられる義務や停滞水の発生リスクなど注意点の説明も合わせて行った。

(2) 効果

営業活動を実施した使用者について、その後、地下水利用専用水道に切り替えた事例はなく、切り替え抑止につながったと考えている。

今後の課題等

地下水利用専用水道への切り替えは近年、落ち着きつつあるものの、将来的に人口の増加が緩やかになっていくなど料金収入の増加が見込めないため、いかにして収入を安定的に確保し、安定供給のため水道施設等を維持管理していくかが課題である。

本市では新規水源確保の困難さから水需要を抑制するため逡増型料金体系を採用し、大都市の中でも逡増度が最も高いという料金体系面での課題を抱えており、原単位や大口顧客の減少により従量料金からの資本費用回収が減少している現状をふまえ、固定費の従量料金への配分割合の見直しや、大口径の基本料金設定等について研究する必要がある。

問合せ先

担当課	福岡市水道局営業企画課
電話番号	092-483-3135
メールアドレス	eigyو.WB@city.fukuoka.lg.jp